

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

健康福祉局	(24年度)
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>19. 仙台市高齢者食の自立支援サービス事業について</p> <p>①事業者の審査について（指摘）</p> <p>募集要項によると受託事業者は申請書類一式を市に提出し、市はそれに基づき審査を行い、事業遂行能力のある事業者を選定することとなっている。</p> <p>平成23年11月に委託契約を締結していた事業者より、事業所にかかる変更届が提出され、市は新たな事業所への変更を承認した。この事業所は、新規の事業所であるにも関わらず市は募集要項に基づく審査を行っていなかった。</p> <p>年度途中の変更で通常審査の時期とは異なるものの、募集要項に基づく審査は、事業所による栄養士の作成した献立により栄養バランスのとれた食事の配食の継続性、さらには利用者の安否確認を継続して行う体制が整備されているかを検証する重要な手続きであり、確実に実施すべきである。</p>	<p>指摘のとおり事業所の変更による場合についても、新規事業者と契約を締結する際と同等の申請書類を提出させて審査することとした。</p> <p>なお、当該事業所は平成24年6月30日をもって、本事業にかかるサービス提供を終了したことから、改めて審査を行っていない。</p>